

聴覚障害者支援について

1. 聴覚障害者情報提供施設の運営

聴覚障害者情報提供施設とは、身体障害者福祉法第34条の規定に基づき、聴覚障害者向け録画物等の作成・貸出や手話通訳者の養成・派遣事業を行う施設で、千葉県では、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会が運営している。

((福)千葉県聴覚障害者協会では、上記事業に加え、聴覚障害啓発事業・相談支援事業・ろう重複障害者支援事業・福祉機器展示等の事業を実施している。)

※県では、手話通訳者及び要約筆記者の広域派遣・養成事業を(福)千葉県聴覚障害者協会へ委託実施している

※平成30年度予算額

【手話通訳者・要約筆記者養成事業】	13,496千円
【手話通訳者派遣事業】	4,307千円
【要約筆記者派遣事業】	4,012千円
【字幕入り映像ライブラリー事業】	2,009千円
【聴覚障害者情報提供施設運営費補助金】	30,262千円

※平成29年度実績

【手話通訳者・要約筆記者養成事業】	7名が新たに登録
【手話通訳者派遣事業】	266件
【要約筆記者派遣事業】	168件
【字幕入り映像ライブラリー事業】	98作品

2. 手話通訳者及び要約筆記者の派遣について

通常、聴覚障害者に対する手話通訳者・要約筆記者の派遣は、地域の実情に精通している市町村が、地域生活支援事業として実施することとされている。

しかし、複数の市町村にまたがる行事等で、障害者団体が開催するものについては、広域的派遣として、都道府県が実施することとされていることから、本県では上記のとおり、(福)千葉県聴覚障害者協会へ委託実施している。